

令和6年度
年間
500件

横浜市からのお知らせ

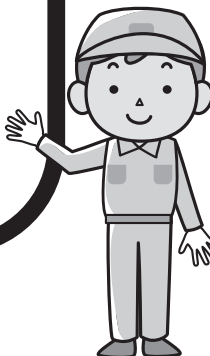
家具転倒防止器具の 取付けを代行します！



申込
期間

令和6年6月1日～令和7年1月31日

*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- | | |
|------------------------|---|
| ① 65歳以上 | ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている |
| ② 身体障害者手帳の交付を受けている | ⑥ 中学生以下 |
| ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている | |
| ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている | ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。 |

注意事項等

- | | |
|---|---|
| ●事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。 | ●無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。) |
| ●取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。 | ●器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。 |
| ●調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。 | ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。 |
| ●初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です) | ●過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。 |

相談窓口（横浜市が下記の事業者に運営を委託しています）

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0
0 0 3



横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで二点をしっかり止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

第1号様式の2（第4条）

（整理番号）

年 月 日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記項目のうち、該当するもの<u>全て</u>に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 ☐65 歳以上 ☐身体障害者手帳等の交付を受けている ☐愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている ☐精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐中学生以下
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）
【注意事項等】 ●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。） ●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。 ●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。 ●無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。 【同意事項】 ● ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。 ● 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。	

切り取り線

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

